

生活保護

家賃扶助減で転居も

44万世帯影響 辰巳議員が撤回要求

参院厚労委

生活保護世帯の家賃にあたる住宅扶助の削減によって44万世帯が転居を迫られる恐れが、7日の厚労委員会で日本共産党の辰巳孝太郎参院議員の質問で明らかになりました。

住宅扶助基準が下げられようとしているため、現在の家賃より同基準が低い場合、転居を余儀なくされる



質問する辰巳孝太郎議員 7日、参院厚労委

ことになりました。

も低くなっています。

辰巳氏は、生活保護の住宅扶助を190億円、冬季加算(暖房費)を30億円削減する政府の姿勢を批判し、「厚労省の審議会でも引き下げへの懸念が相次ぐなか強行しようとしている」と述べ、住宅扶助削減で影響を受ける世帯数を質問。厚労省の鈴木俊彦社会・援護局長は「44万世帯」と答弁しました。

辰巳氏は「住まいの確保は基本的人権であり、政府は最低居住面積水準を定め、水準未達の早期解消を掲げている」と指摘。「住宅扶助を削減して達成率をどうやってあげるのか。住宅の質の低下をもたらすのは明らかだ」とただしました。

辰巳氏は「生活保護世帯全体の27%にあたる」34万世帯中1世帯が転居を迫られる」と批判し、削減計画の撤回を求めました。

生活保護世帯の最低居住面積水準達成率は単身世帯46%、2人以上世帯67%と一般世帯と比べて20〜30%低減しました。

住宅扶助基準の見直しの具体例

住宅扶助特別基準 (上限月額)

	単身世帯		2人世帯	
	現行	見直し後	現行	見直し後
東京都1級地	5.4万円	5.4万円 (±0)	7万円	6.4万円 (6千円 引き下げ)
大阪府1級地	4.2万円	3.9万円 (3千円 引き下げ)	5.5万円	4.7万円 (8千円 引き下げ)
埼玉県2級地	4.8万円	4.3万円 (5千円 引き下げ)	6.2万円	5.2万円 (1万円 引き下げ)
香川県3級地	3.3万円	3.2万円 (1千円 引き下げ)	4.3万円	3.8万円 (5千円 引き下げ)

出典：厚生労働省資料から辰巳事務所作成

住宅扶助 健康で文化的な生活水準の保障を理念とする生活保護法にもとづき、地域と世帯人数ごとに決めた基準額を上限に、家賃の実費を支給しています。上限額は最も高い1級地(東京都23区など)の単身者で月5万3700円。